

低入札価格調査制度の取扱いの運用について（平成20年9月29日建管-1605）の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>1 「秋田県低入札価格調査取扱実施要領（平成9年8月8日付け監-1397）」について略</p> <p>2 「中小建設業者の受注機会の確保対策について（平成15年4月18日付け建管-228）」について 第4ア（イ）関係 開札を始めてから、一の工事において調査基準価格を下回る入札が確認された場合は、当該工事及び当該工事以降の落札決定を保留し、失格判断基準調査及び工事履行の確実性に関する簡易調査を行ったうえで、第4ア（ア）及び（イ）のいずれかに該当することとなった者を他の工事の入札に参加できないものとする。</p> <p>3 「低入札価格調査制度対象工事における受注者側技術者の増員配置の取扱いについて（平成17年3月31日付け建管-2964）」について 増員配置の可否の確認は、入札時に提出される秋田県条件付き一般競争入札実施要綱様式第3号により行うものとする。</p>	<p>1 「秋田県低入札価格調査取扱実施要領（平成9年8月8日付け監-1397）」について略</p> <p>2 「中小建設業者の受注機会の確保対策について（平成15年4月18日付け建管-228）」について 第4ア（イ）関係 開札を始めてから、一の工事において調査基準価格を下回る入札が確認された場合は、当該工事及び当該工事以降の落札決定を保留し、失格判断基準調査 _____を行ったうえで、第4ア（ア）及び（イ）のいずれかに該当することとなった者を他の工事の入札に参加できないものとする。 なお、低入札価格調査の詳細調査を行うこととなった場合において、落札決定までに配置予定技術者等の入札参加資格要件を満たさないこととなった者のした入札を無効とする。</p> <p>3 「低入札価格調査制度対象工事における受注者側技術者の増員配置の取扱いについて（平成17年3月31日付け建管-2964）」について 低入札価格調査を経て落札候補者となった者がいた場合、当該落札候補者に連絡し、増員配置が可能であるかを確認する。配置できないとの回答があった場合は、当該落札候補者のした入札を無効とし、次順位者以降に同様の手続きを行うものとする。</p>
<p>別紙 端数処理の考え方</p> <p>1. 調査基準価格→ア 直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.7 =ア（千円未満を切り捨て）</p> <p>2. 失格判断基準価格 失格判断基準価格 _____ →イ 入札価格の低い10者の平均入札価格×0.95（調査対象者数に応じ0.95から0.99の範囲内で当該係数が変動）=イ（千</p>	<p>別紙 端数処理の考え方</p> <p>1. 調査基準価格→ア 直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.85+一般管理費等×0.65=ア（千円未満を切り捨て）</p> <p>2. 失格判断基準価格 ① 失格判断基準価格（1）→イ 入札価格の低い10者の平均入札価格×0.95（調査対象者数に応じ0.95から1.0の範囲内で当該係数が変動）=イ（千</p>

円未満を切り捨て)

3. 工事履行の確実性に関する簡易調査

(1) 簡易調査①=ウ

設計上の純工事費の額×0.8×0.95  
(調査対象者数に応じ0.95から0.99  
の範囲内で当該係数が変動) =ウ (千円未  
満を切り捨て)

(2) 簡易調査②=エ

設計上の現場管理費相当額×0.8×0.  
95 (調査対象者数に応じ0.95から0.  
99の範囲内で当該係数が変動) =エ (千円  
未満を切り捨て)

円未満を切り捨て)

② 失格判断基準価格(2) → ウ

設計上の純工事費相当額×0.8=ウ (千  
円未満を切り捨て)

3. 詳細調査実施基準額→エ

設計上の直接工事費の額、共通仮設費の額及  
び現場管理費相当額に5分の2を乗じて得た額  
の合計額 (千円未満を切り捨て)、又は、入札  
比較価格に10分の8を乗じて得た額 (千円未  
満を切り捨て) のいずれか低い額=エ (※)

※ 入札価格がエ以上の額については原則と  
して低入札価格調査を終了 (失格判断基準  
を適用しない場合は一部調査を実施) し、  
エを下回る額については全項目調査を実施  
する。

4. 工事コスト調査基準額

3と同様

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の規定は、令和4年4月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。